

令和8年度川俣町移住・定住等支援業務
企画提案競争仕様書

1. 委託業務の目的

本町は、原子力災害による若者世代の流出や急激に進展している少子高齢化解決策として、医療や福祉、子育て支援に加え、教育の充実などを総合的に推進し、町内外に対する本町の魅力を高めることにより、移住人口や定住人口を増やし地域外の人材を積極的に受け入れ、外部人材が保有しているスキル、知見等を活用していくこととしている。

令和8年度は、引き続き移住相談窓口業務のワンストップ化を進めながら、本町が移住希望者から移住先として選ばれるための認知度アップを目的とした情報発信業務、また、本町への移住を検討している方を対象とする移住体験ツアー業務や地域おこし協力隊の採用に係る業務、さらには、就職や就農、住まいの確保にかかる業務を実施することにより、本町への移住・定住の促進を図ることにより持続的なまちづくりを目指す。

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務内容

上記目的を達成するため、以下（1）～（7）の業務を重点的に実施する。

なお、業務の遂行にあたっては、川俣町の指示のもと、先輩移住者や地域の各種団体、国・県等との連絡・調整を密に行い、委託業務の効果的な実施に努めること。

（1）移住・定住等に係る情報発信業務

(ア)移住・定住ポータルサイトの運用

① 全体方針

「ちょうどいい 田舎暮らしを かわまで！」をキャッチコピーに、町の「暮らしやすさ」を感じさせ、移住検討者の視点で「川俣町に住んでみたい」と思われるような内容、見せ方とすること。

② 基本仕様

1. 町のWebサーバーとは別のレンタルサーバー（レンタルサーバー代は本事業費に含まれる。）でサイトを運用すること。
2. Webサイトで使用するレンタルサーバーを確保するとともに、ドメインを取得すること。
3. Webサイトは、外部ASPサービス環境で運用し、受託者が維持管理を行うこと。
4. 専門的なICTの知識を必要とせず、管理者が簡単な操作でウェブコンテ

ンツを作成・発信・更新できる CMS を導入すること。

また、CMS は外部ASPサービスとし、インターネットを通じてサービスを利用可能な形態とすること。

5. パソコン及びスマートフォンで閲覧可能なものとすること。なお、パソコンサイトとスマートフォンサイトは別のサイトではなく、同じページを使用し、画面サイズによって、最適化される構造とすること。
6. Web サイトにはSSL証明書を導入し、証明書の取得・Web サイトへの設定を行うこと。

③ コンテンツの更新

1. 仕事、住まい、生活、支援策、在住者のインタビュー、問合せ等必要な情報の更新を行うこと。
2. 取材を必要とするコンテンツ（「町の先輩の声」、「ブログ」）については、政策推進課と協議の上決定すること。

【想定】	「まちのひと」の記事掲載	6 件／年程度
	イベント等の記事掲載	6 件／年程度
	住まい情報の記事掲載	15 件／年程度
	町紹介動画の掲載	4 件／年程度

3. 上記以外で移住者に必要な情報があれば提案すること。

④ 基本要件

1. Web ページは次の各ブラウザの最新版で閲覧可能とすること。
 - (ア) Microsoft Edge
 - (イ) Google Chrome
 - (ウ) Firefox
 - (エ) Safari
2. Yahoo! や Google などの一般的な検索エンジン最適化 (SEO 対策) を実施すること。
3. 戦略的な情報発信の効果測定を図るため、アクセス解析ができるように設定すること。なお、解析は Google Analytics 等を用いること。

⑤ セキュリティ要件

1. システム障害が生じた場合は、町への報告及び本システムを正常に稼働させるため、速やかに対応すること。
代替機との交換が必要な場合は町と協議し、正常な状態への復旧に努めること。なお、代替機の確保に係る費用は受託者の負担とする。
2. システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生の予防のため、十分なセキュリティ対策を講じること。

(イ) ブランディング・認知度アップに係る情報発信

① 全体方針

移住を促進し、町活性化につながる人材を確保するためには、移住希望者から

本町が認知され、移住先として選ばれる必要があることから、本町の認知度アップやH P の閲覧回数の向上を目指し、ターゲットを絞った効果的な周知を行うため、SNS を活用した情報発信を行う。

② 業務内容

令和3年度で造成した note を戦略的に活用し、より興味を持った方を note からポータルサイトに誘導することにより、ポータルサイトの滞在時間や回遊率を上げ、長期的視点でポータルサイトの価値を高める。

また、SNS を有効的に利用し、ハッシュタグによるセグメント誘導やセグメントをかけた広告出稿などを行うことにより、精度を保ちながら効果的なポータルサイトへの誘導を行う。

note は、2か月に1回程度の更新を行うこと。

また、定期的にデータの集計・分析を行い、効果的な情報発信について、見直し、企画・提案を行う。

③ 川俣町移住・定住相談センター主導で運用する S N S 及び投稿数は以下のとおりとする。運用にあたっては、移住希望者の属性や投稿内容、投稿時期等を考慮し、効果的な S N S を選択のうえ実施すること。なお、L I N E 及び X の運用についても検討を行うこと。

Facebook・Instagram 投稿数 168件／年

(ウ) 移住・定住イベントにおける情報発信

外部で企画された移住関連イベントについて、note や S N S を活用した認知度向上施策を実施する。また、町単独によるオンライン／オフライン説明会を活用した情報発信についても検討を行うこと。

(2) 移住相談窓口ワンストップ化業務

(ア) 移住・定住相談窓口の運営に必要となる備品等の調達を行うこと。

※エアコンは設置済み。

※インターネットへの通信環境（機器、回線）についても、受託者において準備すること。

(イ) 移住希望者からの住居、仕事、生活、地域等に関する相談・問い合わせに応じ、必要な情報提供を行うこと。また、業務の問い合わせ先として使用する電話番号及びメールアドレスを用意すること。また、移住者に対し移住定住奨励金の案内を行い、申請・登録手続きのサポートや受付を行うこと。

(ウ) 本年度も、引き続き移住相談者とのオンライン・オフラインでの相談対応を行う。

担当課と連携を図りながら支援施策の最新情報や問い合わせの状況に応じた次なる移住定住施策の検討も行う。運営にあたっては、常に「川俣町移住・定住相談支援センター」の機能向上を踏まえること。

(エ) 運営に係る業務フロー、マニュアルの更新を行うこと。あわせて、移住希望者のデータ蓄積・分析（移住システムの運用・管理）もを行うこと。

(オ) 窓口開設日時・人員体制

開設日時：令和8年4月1日～令和9年3月31日（土日祝日年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時30分（最終受付は午後5時15分）

※相談者の要望に応じ、土日祝日年末年始及び時間外も対応すること。

人員体制：2名体制を原則とする。

(3) 地域おこし協力隊採用等業務

(ア) 地域おこし協力隊採用活動支援

優秀な人材を獲得するため、ミッションや価値観への共感でマッチングする求人情報ウェブサイトを活用した採用情報発信の支援を行う。また、採用後のミスマッチを防ぎ定着へ繋げるため、受入側・候補者の相互理解を重視した丁寧な採用面接及び審査における支援を実施する。

① 初回面談（オンライン）

オンラインによる定期説明会を年15回程度実施

② 二次面談（受入先面談）

採用枠に対して実施（起業・個人事業主型の採用枠についても関連事業者との面談を希望者に対して実施推奨し面談調整支援）

③ お試し地域おこし協力隊の実施

三次面談（選考）に進む希望者に対し、1週間程度の事前体験を実施

④ 三次面談（選考）

採用枠に応じて実施

(イ) 地域おこし協力隊受入支援

入隊する地域おこし協力隊に対し、地域おこし協力隊の活動ルール・フォローアップに関する丁寧な説明を実施し、地域おこし協力隊の円滑な活動開始実現への支援を実施する。

① 入隊時におけるガイダンス 年2回（4月期・10月期）を想定

(ウ) 地域おこし協力隊教育・フォローアップ

地域おこし協力隊が早く生活に馴染み、地域おこし協力隊としてのミッションに取り組めるよう、地元住民との関係構築支援やミッション遂行のための研修教育のほか、日々の困りごとの相談などのフォローアップを実施する。

① 1on1メンターの実施 月1回程度

※ 起業・個人事業主型2名、企業研修型3名を想定

- ② 定例会・報告会の実施 2か月に1回程度を想定
- ③ 活動報告書の作成支援

(4) 移住体験ツアー業務

(ア) 川俣町移住体験ツアーの実施

移住後のミスマッチや早期の転出を未然に防ぐため、事前に本町の状況をよく知つてもらうとともに理解してもらう機会とするため、移住後の生活（仕事や暮らし、趣味など）がイメージできるような移住体験ツアーを実施する。

必要に応じて地域住民や地域事業者と協力するとともに、ツアーの質向上にむけた見直しも行う。

なお、ツアーの実施時期については、ツアー内容等を考慮し、柔軟に実施すること。

① 就農体験ツアー（通年）

第1回（夏期） 8月

第2回（秋期） 10月

第3回（冬期） 1月

② 移住体験ツアー（単発）

第1回（夏） 6月

第2回（秋） 11月

(イ) 川俣町移住体験ツアー参加者への調査・分析

移住体験ツアーの参加者に対し、アンケートやヒアリング等を通じて、川俣町への移住に対する意向調査（川俣町の魅力や移住上のハードル等）を実施する。調査の実施にあたって、調査内容の設計、ツアーの質向上やターゲット層の設定に向けた調査・分析を行う。

(5) 移住お試し住宅の運営業務

(ア) 移住お試し住宅を活用した移住お試しツアー実施業務

施設利用者に対する移住お試しツアーの予約調整およびアテンド業務を行う。ツアー参加者が自由に町内を視察できるよう、事前に観光資源の情報や体験メニューについての情報提供を行うこと。なお、移住お試しツアー行程は1泊2日とし、うち1日はガイドとして同行すること。

(イ) ツアー概要

- ① 実施回数 ツアーは年12回の開催を想定。
- ② ツアー内容 移住お試し住宅への1泊以上の宿泊を前提とし、ツアーには以下の行程を盛り込むことを必須とする。
(必須行程)
 1. 移住・定住施策の説明

2. 就業体験（見学）または住まいの視察
3. 先輩移住者または地元住民との懇談
4. ツアー参加者向けアンケートへの回答

(6) 住居確保支援業務

(ア) 業務の概要

仕事と住まいの確保は、移住を決めるうえで重要な要素であることから、移住希望者の空き家利用における支障の解消を目的とし、空き家バンクへの登録意向のある物件を対象に、専門的知見に基づいた空き家の改修に要する費用についての調査を実施し、一般的な空き家情報に加え、空き家改修に要する費用の調査結果も掲載する。

あわせて、実際に改修を行う際に、改修を施工する町内建築業者へのアドバイザリー業務も実施する。

(イ) 調査件数

令和8年度は、モデルケースとして3件をピックアップし、実施する。

(ウ) 調査項目

- ①空き家改修簡易プラン案作成業務
※イメージパース2点の作成業務を含む。
- ②概算費用算出業務
- ③施工建築業者へのアドバイザリー業務

(7) 移住求人確保業務

(ア) 業務の概要

仕事と住まいの確保は、移住を決めるうえで重要な要素であることから、移住求人の発掘やその情報の発信、また、企業に対し移住者に選ばれる求人への磨き上げ支援等を行う。

(イ) 業務内容

- ①移住者向け求人の発掘業務
 - ・これまで発掘・蓄積してきた雇用ニーズが見込まれる事業者データ（約300社）について、ブラッシュアップ（年30社程度）実施すること。
 - ・本事業へ未参画の対象事業者に対して、移住求人確保事業の趣旨、移住者に関する各種支援制度の理解を深め、参画への理解を得るために説明会を開催すること（年1回）。
 - ・これまで発掘・蓄積してきた雇用ニーズが見込まれる事業者データ（300社）のうち、本事業へ未参画となっている「移住者の採用が期待できる事業者」10社程度から、移住求人ニーズ・会社基本情報・移住者へのアピールに向けた定性情報を収集するとともに、参画済みの既存20社程度に対し、求人データのブラッ

・シェアアップを実施すること。

- ・移住者の定着促進のため、帯同家族向けの仕事の情報についても、本事業へ未参画となっている「移住者の採用が期待できる事業者」10社へヒアリングを実施し求人データの発掘を行うとともに、参画済みの既存20社に対し、求人データのブラッシュアップを実施すること。

②求人情報の発信

- ・上記①において聞き取りした事業者（新規10社、ブッシュアップ20社程度）のうち、社宅や住居手当制度がある事業者や既に移住者を受け入れている事業者に対して移住求人ニーズがより高く、かつ好条件・好待遇が期待できる求人情報をヒアリングし、収集した求人情報は、12市町村移住支援センターの既存のWebサイトへ掲載を行うこと（15社程度）。
- ・掲載に当たっては、求人情報が魅力的かつ分かりやすい情報となるよう、ライティング支援を行うほか、先輩移住者の勤務の様子や、事業主の考え方などの質的情情報を充実させること。
- ・求人情報の発信にあたっては、当該求人の魅力の度合いに一定の指標を設けて細分化・分析し、掲載後も継続的に情報の充実を図ること。
- ・求人情報の利便性向上を図るため、川俣町HPと未来ワークふくしまの求人サイトを連携させること。

③企業サポート

- ・移住求人事業への未参事業者に対し、移住者が求める仕事・待遇・福利厚生の在り方や、コミュニティの構築の仕方、移住者本人及び家族のケアへの認識を深めるための事業者説明会を開催すること。
- ・参画いただいた事業者に対して、状況に応じて採用手法（オンライン面接）や選考、労働条件の改善や職場環境の整備、早期離職対策などのノウハウの教示といった伴走支援を行うこと。

④移住者ケア

- ・定着支援のための移住者及び帯同家族を対象とした交流イベント（それぞれ1回）を開催し、地域住民とのコミュニティづくりの場を提供すること。
- ・移住転職者に対し、悩みや課題を洗い出すヒアリングを実施し、企業サポートに反映させること。

4. 成果品

受注者は下記により、3の業務に関する成果物を町に提出するものとする

(1) 提出物

(ア) 業務完了報告書

(イ) その他業務で作成した成果物（例：移住・定住ポータルサイト、パンフレット

等)

(2) 提出の形式及び部数

紙媒体及び電子データ（CD 等）を各一部提出すること

(3) 提出期限

令和 9 年 3 月 31 日までとする

(4) 提出方法

持参または郵送とする

(5) 提出先

〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

川俣町役場 政策推進課 まちづくり推進係

5. 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は町に帰属するものとし、また、町は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、隨時利用できるものとする。

6. 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に關

して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置

を講じること。契約完了後も同様の扱いとする。

7. 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（地方公務員法第 34 条第 1 項に準じて取り扱う）を遵守するほか、別記個人情報 取扱特記事項を遵守すること。

8. その他

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、その都度町と協議する。